

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により別紙のとおり取りまとめ、公表する。

令和6年3月19日

鹿角市長 関 厚



1 協議の結果を取りまとめた年月日

令和6年3月19日

2 協議結果

別紙のとおり

3 協議の場を設けた区域の範囲

地区	地区域に含まれる集落等
十和田開拓	田代平、戸倉、熊取平、大清水、大平
大湯	下折戸、荒瀬、湯ノ岱、白沢、堀内、箒畑、下ノ湯、一本木、宮野平、根市、倉沢、風張
大諏訪・湯脇	大諏訪、湯脇、中川原、一本木
毛馬内	関上、腰廻、大川原、蟹沢、陣場、中野、土ヶ久保、下小路、長土路、蟹沢、館古町、高田、山田、城ノ下、甚兵エ川原、陣場、川原、瀬田石
山根	高清水、長者久保、上芦名沢、下芦名沢
錦木	古川、浜田、五軒屋、根市戸、冠曲曲谷地、室田、沢尻
末広	石野、松山、大欠、土深井、神田
草木	二本柳、中草木、下草木、丸館、新田、砂派
寺坂	寺坂、申ヶ野
下川原	下川原
花輪	狐平、用野目、下堰向、久保田、川原町、沢田、新田町、下夕町、川原町、沢田、中部、東山
花輪西山	高屋、花軒田、曲沢、女平、神田
鏡田	鏡田
柴内	東町、西町、小深田、大曲、乳牛、高市、上台、長野
平元	小枝指、鶴田、新斗米、高市、小平、館、級ノ木、菩提野
尾去沢	下モ平、蟹沢、山方、西道口、尾去
三ツ矢沢	三ツ矢沢
大里	大里
宮川	玉内、葛岡、小豆沢、川部、長嶺、谷内、熊沢、水沢、湯瀬
永田	永田
曙	荒町、三ヶ田、石鳥谷、松館、黒沢、長内、長牛、桃枝、白欠
大久保	大久保
夏井	夏井、林崎、小割沢
計23地区	